

群馬県教職員互助会特定個人情報等取扱規程

平成27年12月28日

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 特定個人情報等の取得（第4条－第8条）
- 第3章 特定個人情報等の利用（第9条－第11条）
- 第4章 特定個人情報等の提供（第12条）
- 第5章 特定個人情報等の削除・廃棄（第13条）
- 第6章 安全管理措置（第14条－第29条）
 - 第1節 総則（第14条－第18条）
 - 第2節 組織的安全管理措置（第19条－第22条）
 - 第3節 人的安全管理措置（第23条・第24条）
 - 第4節 物理的安全管理措置（第25条－第28条）
 - 第5節 技術的安全管理措置（第29条）
- 第7章 雑則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条の規定に基づき、群馬県教職員互助会（以下「互助会」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられ

る番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

- (4) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイル(番号法第2条第4項に規定する個人情報データベース等)をいう。
- (5) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(以下「行政機関等」という。)が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (6) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (7) 個人番号利用事務等 個人番号利用事務又は個人番号関係事務をいう。
- (8) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (9) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (10) 個人番号利用事務等実施者 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者をいう。
- (11) 本人 個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- (12) 保有機関 群馬県教職員互助会規約(昭和46年3月31日制定)第3条に規定する事務所をいう。
- (13) 職員等 保有機関において現に使用される者で、給料等を支払われるもの(役員、職員、非常勤職員等)をいう。

(組合の責務)

第3条 互助会は、番号法その他の個人情報保護に関する法令等を遵守し、特定個人情報等の保護に努めなければならない。

第2章 特定個人情報等の取得

(利用目的の特定・変更)

第4条 互助会は、特定個人情報等を取り扱うに当たっては、番号法第9条の範囲において、その利用目的を特定しなければならない。

2 互助会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行わなければならない。

3 互助会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第5条 互助会は、特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめ、その利用目的を通知又は公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しな

なければならない。

- 2 互助会は、本人から直接書面に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 個人番号利用事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(取得等の制限)

第6条 互助会は、特定個人情報等を取得するときは、適法かつ適正な方法で行わなければならない。

- 2 互助会は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報等を収集し、又は保管してはならない。
(特定個人情報等の提供の求めの制限)

第7条 互助会は、番号法第19条各号に該当して特定個人情報等の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。
(本人確認)

第8条 互助会は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行う。ただし、番号法第14条第2項により確認できる場合は、この限りでない。

第3章 特定個人情報等の利用

(利用目的外の利用の制限)

第9条 互助会は、第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報等を取り扱ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産その他の権利利益の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合には、第4条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて特定個人情報等を取り扱うことができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第10条 互助会は、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報等を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(データ内容の正確性の確保)

第 11 条 互助会は、第 4 条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲内において、特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第 4 章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供)

第 12 条 互助会は、番号法第 19 条各号に該当する場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

第 5 章 特定個人情報等の削除・廃棄

(特定個人情報等の削除・廃棄)

第 13 条 互助会は、個人番号利用事務等を処理する必要がなくなった場合で、かつ、関係法令に定める保存期間を経過した場合には、個人番号を速やかに削除又は廃棄しなければならない。ただし、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した場合には、保管を継続することができる。

第 6 章 安全管理措置

第 1 節 総則

(特定個人情報等の安全管理)

第 14 条 互助会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために、第 2 節から第 5 節までに定める措置を講ずる。

2 互助会は、次の各号に掲げる事項を明確にする。

- (1) 個人番号利用事務等の範囲
- (2) 互助会が取り扱う特定個人情報等の範囲
- (3) 特定個人情報等を取り扱う事務に従事する職員等（以下「事務取扱担当者」という。）

(特定個人情報等保護管理者等の職務)

第 15 条 互助会は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のため、保有機関に特定個人情報等保護管理者及び特定個人情報等保護管理補助者を置く。

2 特定個人情報等保護管理者及び特定個人情報等保護管理補助者並びにその職務は、別に定める。

(苦情処理)

第 16 条 特定個人情報等保護管理者は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）の相談の受付等を行う窓口を設けるなど適切かつ迅速な措置を講ずるものとし、これを公表するものとする。

2 苦情の相談の受付等を行う窓口の職員等は苦情の相談があった場合は、特定個人情報等保護管理補助者に対し速やかに報告を行うものとし、特定個人情報等保護管理補助者は当該苦情に関する当該特定個人情報の取扱いの状況等を速やかに調査の上、その適切

な措置について特定個人情報等保護管理者と協議しなければならない。

- 3 苦情の処理結果については、苦情を申し出た者に対し、口頭又は文書により通知するものとする。

(職員等の義務)

第 17 条 職員等は、在職中のみならず退職後においても、特定個人情報等について機密保持義務を負う。

- 2 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した職員等は、その旨を速やかに特定個人情報等保護管理補助者に報告しなければならない。
- 3 この規程に違反している事実又は兆候を把握した職員等は、その旨を速やかに特定個人情報等保護管理補助者に報告しなければならない。
- 4 特定個人情報等保護管理補助者は、前 2 項の規定による報告の内容を調査し、速やかに特定個人情報等保護管理者に報告する。
- 5 特定個人情報等保護管理者は前項の規定により報告を受けた場合は、関係部門に適切な措置をとるよう指示しなければならない。

(監査の実施)

第 18 条 互助会は、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、群馬県教職員互助会規約（昭和 46 年 3 月 31 日制定）第 27 条の規定に基づき、監査を行う。

第 2 節 組織的安全管理措置

(取扱状況の記録)

第 19 条 互助会は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、次の各号に掲げる事項を記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- (2) 責任者、取扱部署
- (3) 利用目的
- (4) 削除・廃棄方法
- (5) アクセス権を有する者

(この規程に基づく運用状況の記録)

第 20 条 互助会は、この規程に基づく運用状況を確認するため、次の各号に掲げる事項をシステムログ又は利用実績として記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (2) 書類・媒体等の持出し記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (4) 削除・廃棄を委託した場合の記録
- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム（以下「情報システム」という。）における事務取扱担当者の利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録
(情報漏えい等事案への対応)

第21条 互助会は、その取り扱う特定個人情報等(委託を受けた者が取り扱うものを含む。)について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、当該事案の内容等に応じ、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 情報漏えい等の事案が発覚した際の報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表
- (7) 理事長への報告

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第22条 互助会は、特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むため、必要に応じて安全管理措置の見直しを行う。

第3節 人的安全管理措置

(職員等の監督・教育)

第23条 互助会は、特定個人情報等の安全管理のために、職員等に対する必要かつ適切な監督・教育を行う。

(委託先の監督)

第24条 互助会は、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を第三者に委託するときは、委託先において番号法に基づき組合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについてあらかじめ確認した上で、原則として委託契約において、特定個人情報等の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 委託先は、互助会の許諾を得た場合に限り、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託することができる。
- 3 互助会は、委託先が特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託した場合には、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督しなければならない。
- 4 前2項の規定は、再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

第4節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第25条 互助会は、情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、それぞれ次の各号に掲げる安全管理措置を講ずる。

- (1) 管理区域 入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限

(2) 取扱区域 壁又は間仕切り等の設置、及び事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等の配慮

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第 26 条 互助会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる安全管理措置を講ずる。

(1) 特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管すること。

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う機器は、セキュリティワイヤー等により固定すること。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第 27 条 互助会は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を管理区域又は取扱区域の外に持ち出す場合は、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 持出データの暗号化、パスワードによる保護、又は施錠できる搬送容器を使用すること。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、当該行政機関等が指定する提出方法に従うこと。

(2) 特定個人情報等が記載された書類等は、封緘して持ち出すこと。

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第 28 条 互助会は、個人番号を削除又は廃棄する際には、次の各号に掲げる取扱いに従って、復元できない手段により削除又は廃棄する。

(1) 特定個人情報等が記載された書類を廃棄する場合には、焼却、溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない程度のマスキングを行うこと。

(2) 特定個人情報等が記録された機器又は電子媒体等を廃棄する場合には、専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、又は物理的な破壊を行うこと。

第 5 節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

第 29 条 互助会は、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

2 情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

3 情報システムは、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断すること。

- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入すること。
 - (3) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とすること。
 - (4) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知すること。
- 4 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合には、特定個人情報等の暗号化を行う。

第7章 雑則

(細則の制定)

第30条 この規程に定めるもののほか、保有機関における特定個人情報等の取扱いに関し必要な細則は、別に定める。

(その他)

第31条 この規程に定めのない事項については、群馬県教職員互助会個人情報保護規程（平成17年3月30日制定）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成27年12月28日から実施し、同年10月5日から適用する。